

○盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則

令和 3 年 7 月 15 日規則第 4 号

改訂 令和 4 年 2 月 25 日規則第 2 号

令和 4 年 11 月 2 日規則第 3 号

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則（平成 4 年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例（平成 4 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 4 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（搬入できる廃棄物）

第 2 条 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所清掃センター（以下「清掃センター」という。）に搬入することができる廃棄物は、次に掲げるものであって、かつ、管理者が定める受入基準によるものとする。

- （1） 盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和 43 年岩手県指令地第 1083 号）第 3 条第 2 項に規定する区域（以下「管内」という。）で排出された、一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物並びに管理者が処理することが必要であると認める産業廃棄物
- （2） 管内以外で排出され管理者が清掃センターで処理することが必要であると認める廃棄物（搬入できない廃棄物）

第 3 条 次に掲げる廃棄物は、搬入することができない。

- （1） 有毒性物質を含む廃棄物
- （2） 危険性を有する廃棄物
- （3） 火気のある廃棄物
- （4） 著しい悪臭又は汚水を出す廃棄物
- （5） 廃棄物の処分業務を困難にし、又は施設を損なうおそれがある廃棄物
- （6） 産業廃棄物（前条第 1 号に規定する産業廃棄物を除く。）

（搬入できる者）

第 4 条 清掃センターを使用し、廃棄物を搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）の委託を受けた事業者（以下「委託事業者」という。）
- （2） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定による許可を組合から受けた事業者（以下「一廃許可事業者」という。）
- （3） 管内の土地又は建物を占有する事業者（以下「一般事業者」という。）
- （4） 組合が直接搬入に指定した又は直接搬入を認めた家庭系一般廃棄物を排出した者（以下「家庭系排出者」という。）

(5) 第2条第2号に規定する廃棄物を搬入する者で管理者が認めた者
(搬入日)

第5条 清掃センターに廃棄物を搬入することができる日は、盛岡・紫波地区環境施設組合の休日に関する条例（平成2年紫波郡環境施設組合条例第2号）に定める組合の休日を除く日とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(搬入時間)

第6条 清掃センターに廃棄物を搬入することができる時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 委託事業者及び一廃許可事業者 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 前号以外の搬入者 前号に規定する時間の範囲内で別に定める時間

(遵守事項)

第7条 搬入者が清掃センターに立ち入る場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可書を携帯し、係員に求められた際は提示すること。

(2) 搬入の前後において搬入廃棄物の検査及び計量を受けること。

(3) 持ち帰りを指示された搬入廃棄物は必ず持ち帰ること。

(4) 指定された場所以外に許可なく立ち入らないこと。

(5) 清掃センターの業務に支障を生じさせないこと。

(6) この規則の規定及び係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に従わない者に対し、退場を命ずることができる。

(許可の申請)

第8条 搬入者が廃棄物を搬入し施設を利用しようとするときは、施設利用許可申請書（別記様式）を管理者に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。ただし、委託事業者については、組合との業務委託契約の締結をもって許可を得たものとみなし、一廃許可事業者については、組合からの一般廃棄物処理業許可証の交付をもって許可を得たものとみなすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、家庭系排出者は、管理者が別に定める電話又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による申請をもって施設利用許可申請書の提出を省略することができるものとし、承認をもって許可を得たものとみなすものとする。

3 許可の期間は、次の各号に掲げる期間を限度とする。

(1) 委託事業者 組合との業務委託契約の期間

(2) 一廃許可事業者 組合から法の規定による許可を受けた期間

(3) 施設利用許可申請書を提出し許可を得た者 許可の日からその日が属する年度の末日までの期間

(4) 施設利用許可申請書の提出を省略し許可を得た家庭系排出者 搬入日当日限り

(5) 第4条第5号に規定する者 第1項の許可の日からその日が属する年度の末日までの期間

(許可の取消し)

第9条 管理者は、搬入者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定による許可を取り消すものとする。

(1) 法又は条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 第7条に規定する遵守事項に違反し、改善を指示しても従わないとき。

(計量カードの交付)

第10条 受付及び計量を正確かつ迅速に行うため、委託事業者、一廃許可事業者及び盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例施行規則（令和3年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第3号）第3条第2項に規定する後納の方法による手数料納付の許可を得た一般事業者に対し、搬入車両1台ごとに計量カードを交付することができる。

2 前項に規定する計量カードの交付を受けた者が当該計量カードを紛失又は棄損したときは、直ちにその旨を清掃センターまで届け出なくてはならない。この場合において、管理者が別に定める方法により計量カードを再交付することができる。

3 計量カードの交付を受けた者が、第8条第1項の許可の期間が終了したとき又は第9条の許可の取消しを受けたときは、直ちに計量カードを返還しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 清掃センターの施設又は設備を汚損、損傷又は亡失した者は、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日規則第2号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和4年11月2日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

施設利用許可申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所・所在

名称・氏名

申請（搬入）者 代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

e-mail

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターの施設を利用し廃棄物を搬入したいので、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

排 出 者	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（空欄に住所氏名を記載すること）					
排 出 場 所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請と異なる（空欄に住所氏名を記載すること）					
搬入する廃棄物の種類	☐ 事業者 ※廃棄物の内容を右空欄に具体的に記入すること。	業種・業務内容（ ☐ 事業系一般廃棄物 ☐ 組合と事前協議し許可を得た廃棄物				
	☐ 一般家庭 ※廃棄物の内容を右空欄に具体的に記入すること。	☐ 土地・建物の建替・解体・売却等に伴う一時的な多量ごみ ☐ 自己都合による搬入（具体的な希望理由を記載すること）				
搬入の頻度及び予定量	☐ 事業者	日・週・月（ 回、 kg/回）、年度計（ 回、 kg）				
	☐ 一般家庭	月（ 回、 kg/回）、年度計（ 回、 kg）				
搬 入 期 間	年 月 日 ・ 許可の日 から 年 月 日 まで					
搬 入 車 両	No.	車名	自動車登録番号	No.	車名	自動車登録番号
	1			5		
	2			6		
	3			7		
	4			8		

注 枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

申請者 様

年 月 日

☐許可します。

上記の申請について、☐次の条件を付して許可します。

☐次の理由により許可しません。

施設利用許可番号

条件又

は理由

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者